

主な修正箇所一覧

当該箇所		質疑・意見等	対応	修正後
1	2ページ 3	流山市新型コロナウイルス感染症対策本部 流山市新型インフルエンザ等対策本部 どちらも「市対策本部」と省略されている。	「市対策本部」の使い分けについて、 右のとおり修正しました。	新型コロナウイルス感染症対策本部➡省略せずに記載する 流山市新型インフルエンザ等対策本部➡2回目以降「市対策本部」と省略する
2	12ページ 3 (9) 個人	「地域」の役割が入ってもいいのではないかな。	下線部追記しました。	平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動 等その対策に関する知識を得るとともに地域の中で共有し、（中略）個人や地 域においてもマスクや消毒薬の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行 うよう努める。
3	14ページ 4 (1) オ保健	健康観察については、保健所の依頼に基づき行われる可能性が高いが、県計画 P10でも「生活支援」については、（3）市町村の役割に示されており、「保 健所からの情報共有により実施する」と明記されている。実施にあたっては、 県と市の連携は必要であると考え。 「市は、松戸保健所から協力依頼があった場合、新型インフルエンザ等の患者 等の健康観察を行う。また、市は、松戸保健所からの情報共有に基づき、患者 等に生活支援を行い、市民の生命及び健康の保護につなげる。」という表現に してはどうか。	右のとおり修正しました。	市は、松戸保健所から協力依頼があった場合、新型インフルエンザ等の患者等 の健康観察を行う。また、市は、松戸保健所からの情報共有に基づき、患者等 に生活支援を行い、市民の生命及び健康の保護につなげる。
4	20ページ 2 (1) 1-1-1	担当部署として記載が以下の通りだが、児童発達支援センターが抜けている。 （高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課、保育課、学校教育課）	右のとおり修正しました。	（高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課、児童発達支援センター、保育 課、学校教育課）
5	23ページ 3(1)1-1 新型インフ ルエンザ等の発生時 の対策強化に向けた 理解や準備の促進等	市計画では「感染が疑われる場合は、県の相談センターまたは松戸保健所に連 絡して指示を仰ぐ」となっているが、県計画P54では「自らの感染が疑われる 場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐ」となっており、保健所は含まれて いない。「手引き」P11も「相談センターへの連絡」となっている。 松戸保健所を削除し、「県の相談センターに連絡し指示を仰ぐ」とする。	準備期（平時）には県の相談センター は設置されておらず、相談先がない状 態になるため、「県の相談センター （未設置の間は松戸保健所）に連絡 ～」と修正しました。	市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本 的な感染対策の啓発を行う。また、感染が疑われる場合は、県の相談センター （未設置の間は松戸保健所）に連絡して指示を仰ぐこと、（後略）
6	36ページ 6(1)表3	・个人防护具セット 防護服と手袋のサイズが合わないことがあるため、防護服単独で用意したほ うがよい ・納体袋 国からの手引きで、県から配付されることとなっている	右のとおり修正しました。	・个人防护具セット➡防護服、ゴーグル、シューズカバー ・納体袋➡削除
7	39ページ 7 (3) 3-1-6 生活関 連物資等の価格の安 定等 ア、エ	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48 年法律第48号)及び国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)におい て措置を講ずる者と定められている者に指定都市以外の市町村の長は含まれな いため、分かりやすい表現にすることが望ましい。	右のとおり修正しました。	ア 市は、(中略)生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜 しみが生じないよう、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。 エ 市は、(中略)生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買 占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48 年法律第48 号)、国 民生活安定緊急措置法(昭和48 年法律第121 号)その他の法令の規定に基づく 措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる。